

令和3年度スポーツ推進委員功労者表彰について (文部科学大臣表彰)

1 表彰の概要

スポーツ庁では、スポーツ推進委員として地域スポーツの推進に功績顕著な者を、「スポーツ推進委員功労者」として表彰しているところですが、今年度、本県から次の方が表彰されます。

2 受賞者

蜂須 聖司（前橋市）

スポーツ推進委員歴 平成14年～現在 前橋市スポーツ推進委員

平成24年～現在 前橋市スポーツ推進委員会会長

3 交付日

令和3年11月18日

4 表彰式

表彰式は、感染拡大防止の観点から行われません。

【参考】

○審査及び推薦基準（「スポーツ推進委員功労者表彰実施要項」）

通算しておおむね10年以上にわたり、スポーツ推進委員（スポーツ基本法（平成23年法律第78号）による改正前のスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第19条の体育指導委員を含む。3（2）において同じ。）として市区町村における各種スポーツ事業の実技指導及び企画等に尽力し、地域スポーツの推進に顕著な功績を挙げたと認められる者であること。

○スポーツ推進委員について（「スポーツ基本法」第4章第32条）

1 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。